



介護保険制度が変わります

平成27年4月以降の介護保険制度の主な変更点をお知らせします。
制度改正にご理解とご協力をお願いします。

平成27年 **4月**から

介護老人福祉施設の新規入所者を原則、要介護3以上に

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に新規に入所できるのは、原則として、要介護3以上の方になります。現在、既に入所している方には適用されません。

※要介護1・2の方も一定の要件を満たせば、入所が認められることがあります。

平成27年 **8月**から

一定所得以上の方は介護サービス利用料の自己負担が2割に

65歳以上（第1号被保険者）で一定所得以上の方は、介護保険サービス利用料の自己負担が2割になります。

【2割負担となる方】

本人の合計所得金額 **160万円以上**の方。ただし、年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身で280万円未満、65歳以上（第1号被保険者）の方が2人以上いる世帯で346万円未満の方は1割負担のままとなります。

■負担割合証

要介護認定を受けた方に、利用時の負担割合を示す証明書を発行します。介護保険証とともに介護保険のサービスを利用するとき必要になります。

有効期間：1年間

（8月1日～翌年7月31日）

介護保険負担割合証	
交付年月日 年 月 日	
被保険者氏名	氏名
生年月日	生年月日
性別	男・女
利用者負担割合	割
開始年月日	平成 年 月 日
終了年月日	平成 年 月 日
割	割
開始年月日	平成 年 月 日
終了年月日	平成 年 月 日
保険証番号並びに受給者の名称及び印	市町村
	〇〇市町村

負担割合（1割または2割）が記載されます。

平成27年 **8月**から

高額介護サービス費の上限額を引き上げ

同じ月の介護サービスの利用者負担（1割または2割）の合計が高額になり、決められた限度額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付され負担が軽減されています。

医療保険制度における現役並み所得者に相当する方は、高額介護サービス費の自己負担の限度額が1カ月当たり37,200円から44,400円に引き上げられます。その他の限度額に変更はありません。

所得区分	利用者負担上限額（1カ月当たり）	
	H27年7月まで	H27年8月から
現役並み所得者相当の方※	—	4万4,400円
市民税課税世帯の方	3万7,200円	3万7,200円
世帯全員が市民税非課税	2万4,600円	2万4,600円
●高齢福祉年金受給者	2万4,600円	2万4,600円
●合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の方	（世帯） 1万5,000円（個人）	（世帯） 1万5,000円（個人）
生活保護の受給者の方等	1万5,000円	1万5,000円

※同一世帯に65歳以上（第1号被保険者）で課税所得145万円以上の方がいる方。ただし単身世帯で収入が383万円未満、65歳以上の方が2人以上の世帯で収入の合計が520万円未満の場合は「市民税課税世帯の方」と同様の限度額となります。

平成27年 **8月**から

「特定入所者介護サービス費」の支給条件を変更

施設サービスの居住費と食費は、所得の低い方に対しては自己負担の上限額が設けられており、これを超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から施設等に支払われることで負担が軽減されています。

その対象者となる条件が変更されます。

【変更点】

- 住民票上世帯が異なる（世帯分離している）場合の配偶者の所得も判断材料とします。
- 預貯金等が単身1千万円以下、夫婦2千万円以下であることが要件に加わります。
- 非課税年金（遺族年金、障害年金）を収入として算定します。（平成28年8月から）

障がいのある方の「仕事」を応援 はたらく

その仕事、障がい者就労支援施設に発注できませんか？

平成25年4月から「障害者優先調達推進法」がスタートしています。この法律は、障がい者の経済的な自立を支援するため、国や市などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、障がい者が働く就労施設等から、優先的・積極的に購入することを推進するために制定されました。これに基づき、市では、物品等の調達方針を定め、積極的な取組みを行っています。

障がい者就労支援施設での物品やサービスの調達にご協力ください。



平成26年度市の調達実績

目標額…3,369,000円

実績額…3,526,524円

(目標額より約15万7千円増)

【主な発注実績】

▼食料品

会議用弁当、パンなど

▼小物雑貨

各種イベント用参加賞（エコバッグ、タオルセット、コースターなど）

▼役割

施設清掃業務

平成27年度の目標額

3,550,000円

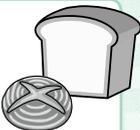
受注可能な物品やサービス等

お弁当



食品

パン・クッキー等



工芸

さおり織り製品、縫製品各種等

受託作業

清掃業務、除草作業、チラシ封入作業等



障がい者就労支援施設等では、障がいのある方が支援員の協力を得て、弁当・菓子・工芸品などの製造のほか、クリーニングや清掃、野菜の栽培などさまざまな仕事を行っています。地域のお祭りや子ども会などの行事等で、物品の購入やサービスの提供が必要な場合は、障がい者就労支援施設等への優先発注にご協力をお願いします。

仕事発注窓口

発注者の皆様と障がい者就労施設等との受発注の調整を行う窓口として、NPO法人福井県セルプ振興センターがあります。少しでも発注の検討をしてみたいとお考えがあれば、お気軽にご相談ください。

連絡先

NPO法人福井県セルプ

振興センター

☎0776・29・2234